

学内・学外の掲示物等について 2

【ご質問】（投稿日：2017年7月24日）

6月20日投稿7月14日回答の「学内・学外掲示物等について」について追加で質問する。

1 結局大学当局側は昭和23年12月7日告示第13号昭和23年12月7日告示第13号に現在のビラ、立看の配布設置状況が違反していると考えているのか（それとも「SNS云々」のくだりでほのめかしているようにこの規定は失効していると考えているのか）。この規定が制定された経緯、果たして合理的な妥当性があるのか、表現の自由の観点から見て当局としてどう考えるのか。

2 これまでにあった立看の倒壊等による事故を当局は把握しているか。どの程度の数の立看が倒壊の危険にあると考えているのか。またその判断の基準は何か。

3 景観条例は京大周辺にも適用されているのか。どの程度の制限がかかっているのか。また大学として表現の自由、財産権という観点からこの条例にいかほどの合理性が存在すると考えているのか。

4 国立大学法人の教職員である大学当局の人々が日本国憲法の尊重擁護義務（99条）があるかどうか。あるとすれば国立大学の規定と憲法とでは憲法の方が優越するのか。

以上の事柄は学生教職員含め全学で議論すべき課題だと考えるが、残念ながら当局が一方的に立看を排除したり、入学式・入試等でビラ配りを禁止したりしているのが現状である。そのような問題を考える場であるはずの副学長連絡会は長らく開かれていない。（本当に根拠があるかどうかは疑問だが）安全上の理由によって大学当局を批判する立看の撤去することはまだしも、自由なビラ配りを禁止する規定が未だに学内に存在し、入寮パンフの配布が妨害される（京都大学新聞2016年4月1日）と言う事態を聞くと、現在の当局は表現の自由を抑圧する支配者なのではないかと思われる。情報公開連絡会についての質問（2016年7月25日投稿9月2日回答）で副学長は「学生諸君と大学「当局」との間の対立関係を前提としたものとしか理解できず、同意できません。」などと言っているが、実際問題として当局と学生の間には明らかな対立関係が存在するのである。対立関係がある状態、いやその言い方は不正確だ。そもそも健全な政治の為には市民は権力に批判的でなくてはいけないのであるから、どのような状態にあっても表現の自由は最大限守らなくてはならない。（文脈は異なるが副学長の言葉はしたがって二重の意味で誤りなのだ）。京大においてその表現を担う媒体が伝統的にビラと立看である以上、これらを捨てることは断じて許されない。

原投稿者は「ルールは当然守られなくてはなりません」としている。しかし、そのルールの方に本当に合理性があるか否かは定かではない。当局は「学内ルールの在り方を検証する必要もあろうかと考えているところです。」としているが、検討する主体は我々みんな（そこには近隣住民も含まれる）であって、どういう会議で、どんな議論がされているのかも分からない「京都大学」ではない。もし本当に検討するならば、公開の場で出来る限り多くの利害関係者による話し合いで決めていただきたい。

【回答】（回答日：2017年9月13日）

（総務担当理事 森田正信、施設担当理事・副学長 佐藤直樹、学生担当理事・副学長 川添信介）

下記のとおりご質問に回答します。

1. 現行規程が基本的に失効しているとは考えていませんが、広報、周知の手段が他にも増えていてその比重が増しているなど、制定当時とは状況が変化しています。そのため、学内ルールの在り方を検証する必要もあろうかと考えているところであるということ、先の投稿者への回答に述べたとおりです。
2. 実際に、倒壊したことによると考えられる事故、および事故につながりかねない状況があったことは把握しています。しかし、その数や判断基準については、ことの経緯や気象条件を含めその時々状況にも依存することがありますので、一概には回答できません。
3. 京都市屋外広告物等に関する条例は本学にも適用され、遵守すべき立場にあると考えています。後半の法令の解釈に関するご質問部分については、大学が見解を示すべき立場にないと考えます。
4. 3の後半と同様、大学が見解を示すべき立場にないと考えます。なお、本学の規程に、憲法に違反するものがあるとは考えておりません。